

# し尿くみ取りについて

## ●し尿のくみ取りについて

相楽管内のし尿くみ取り収集・運搬は、相楽郡広域事務組合が行っています。  
**し尿のくみ取りは、5業者に地域を決めて委託しており、定期的に行っています。**  
但し、雨などが入って急に満杯になった時などは、直接くみ取り業者に電話をしていただければ臨時にくみ取りします。(その日は無理でも、2～3日以内に)  
定期くみ取り時にくみ取りを断り、満杯になってから電話で依頼される方があります。1軒だけくみ取りすることは、作業日程上支障があり、非効率的になりますので、**必ず定期くみ取りの時に、くみ取ってください。**

### 【し尿収集運搬委託業者】

株)クリーンサービス山城	0774-94-3241
株)相楽清掃	0774-76-2417
相楽商事	0774-62-3009
(有)フシミ	075-601-6714
大和清掃	0742-61-4798

※各業者ごとに担当地域が決まっていますので、不明な場合は市町村へ問い合わせてください。

## ●料金について

くみ取り料金は、**10リットル126円**の従量制でそのつど「**し尿くみ取り券**」  
**でお支払いください。**

くみ取り券は、各市町村役場・銀行・農協などで取り扱いをしていますが、業者がくみ取りに来てからあわてて買いに走ったり、くみ取り業者に「後でくみ取り券を買っておいてください」と言って現金を渡される方や、「来月にまとめて支払います」と言ったりする方がいるようです。

**くみ取り料金の現金払いはしていません。必ず、くみ取り券で支払ってください。**

また、留守がちの方は、隣近所にくみ取り券の支払いを頼んでおくなどしてください。

なお、平成25年4月1日から、相楽郡広域事務組合発行の110円券(旧券)についてはご使用できません。使用できなくなった旧券については、払い戻しをしておりますので各市町村においてお手続きください。

**作業中には、不便なことや危険なことがあります。**

**各家庭において、次のことに注意してください。**

- 1 作業付近やくみ取り口付近に、ものを置かないでください。
- 2 収集車の近くで子供を遊ばせないでください。
- 3 犬は必ずつなぎ、くみ取り口から遠ざけておいてください。
- 4 便槽に容器類など雑物を捨てないでください。ホースがつまる原因となります。
- 5 くみ取り量は、バキューム車のゲージにより決定されます。
- 6 くみ取り前とくみ取り後のゲージの確認をしてください。

# 浄化槽の適正な管理を お願いします！

浄化槽の管理が不十分ですと、隣近所に悪臭などの迷惑をかけたり、側溝や河川を汚し、生活環境を悪化させることとなります。

浄化槽を使用されている方は次の3つの義務を守り、正しく管理しましょう。

## ■ 指定検査機関の定期検査を受けてください

使用開始後の3～8ヵ月の間に1回（7条検査）と、その後は1年に1回（11条検査）、京都府知事が指定した検査機関の検査を受けなければならないことが、浄化槽法で義務づけられています。

※指定検査機関

（社）京都保健衛生協会 TEL（075）681-1727

## ■ 保守点検は登録業者に

保守点検は機械の点検・補修や消毒剤の補給などを行います。概ね3～4ヵ月に1回以上（機種により異なる）行ってください。保守点検は、京都府の登録業者が行うことになっています。

※問い合わせ先

京都府山城南保健所 環境衛生室環境担当 TEL（0774）72-4303（直通）

（社）京都府浄化槽協会

TEL（075）751-9065

## ■ 清掃は許可業者に

浄化槽は、浄化機能を損なわないように、年1回以上の清掃をしましょう。

相楽郡広域事務組合の許可を受けた次の「浄化槽清掃業者」に依頼してください。

【浄化槽清掃業者】

（株）クリーンサービス山城	0774-94-3241	大和清掃	0742-61-4798
（株）相楽清掃	0774-76-2417	城南衛生（株）	0774-62-9000
相楽商事	0774-62-3009	平安衛生開発（株）	0774-62-1732
（有）フシミ	075-601-6714		

## ■ 浄化槽法の改正について（H18.2.1 施行）

平成18年2月に浄化槽法が改正され、浄化槽の法定検査を受検しない浄化槽管理（設置）者に対し、京都府は検査を受けるように助言・指導・勧告・改善命令を行うことができるようになりました。

- ・浄化槽管理（設置）者が法定検査を受検しなかったことが判明した場合、京都府は受検するよう行政指導しますが、指導に従っていただけないときは、浄化槽法に基づき改善を命令することとなります。
- ・さらに、命令に違反した場合の罰則も新たに設けられました。（浄化槽法第66条の2）

### 【お問い合わせ先】

木津川市 まち美化推進課	0774-75-1215
笠置町 税住民課	0743-95-2301
和束町 農村振興課	0774-78-3001
精華町 環境推進課	0774-95-1925
南山城村 産業生活課	0743-93-0105
相楽郡広域事務組合事務局	0774-72-0421